

起業家支援事業

区分	対象者	対象事業	対象経費	補助率	限度額
①起業家支援事業 (ハード)	①村内において起業 (注1) を予定している 者 ②申請日以前から引き 続き1年以上本村に在 住(住民登録)している 者で、申請日において 満20歳以上の者、又は 事業完了までに、本村 に在住(住民登録)し、 かつ村民等の保証人を 立てられる者。	起業するために必要な施設 の整備及び改修等を行う事 業で、事業費総額600万円 (消費税を除く)以下の事業。 ただし、村内事業者が施工す る場合は500万円(消費税を 除く)以下の事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に 掲げる経費の合計額(税抜き) ・工事請負費 事務所、店舗等の建設費、改修費等 ・委託費 調査、設計等 ・備品購入費 設備、機械装置等の購入費 なお、事務機器・車両等は対象外	3/4以内	補助金額 300万円上限 他の補助を受けて 実施する場合は対 象外

注1:「起業」とは、以下のいずれかに該当する場合とする。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出(以下「開業届出」という。)により、
村内に事業拠点を設け、新たに事業を開始する場合。

イ 村内に事業拠点を設け、新たに会社を設立し、事業を開始する場合。

ウ 既に事業を営んでいる個人又は法人が、異業種事業(日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)の中分類で異なる業種)を
新たに開始する場合。ただし、準備期間1年を認める。